

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日（火） 午後1時35分～午後2時35分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳（14番）
委	員	2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		5番	上根	慶万
		6番	米村	進司
		7番	濱崎	智熙
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員6人

15番	横田	光男
16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員（2人）

1番	福石	幸生
11番	北村	凱男

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

2番 大森 正良

3番 上田 陽一

日程第4 報告事項

①前総会（7月10日）のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第6 その他

- ①農業委員、推進委員身分証明書について
- ②農業委員会委員名簿について
- ③申し合わせ事項について
- ④公務災害補償制度について
- ⑤農業委員、推進委員活動マニュアルについて
- ⑥農地法等三段表について
- ⑦農地利用状況調査について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	ただいまから令和２年度第５回総会を開催いたします。 総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は１４名中１２名で、岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 なお、１番の福石委員からは欠席する旨の連絡はいただいておりますけども、１１番の北村委員は連絡いただいてないので、後から来られるかもしれません。
事務局 会 長	会長のほうからご挨拶のほうお願いいたします。 皆さん、こんにちは。 長い梅雨の明けた途端に、毎日猛暑で、どうも体の調子のほうがすっきりしない状態でございますけど、皆さんにおかれましては慎重に体調に気をつかわれて仕事に励んでおられることと思います。コロナで倒れて、今度は暑さで倒れて、本当に体調の管理には十分気をつけていただきたいと思います。業務のほうも、やはり体の調子がよくないと意欲も出ません。本当に体の調子だけは気をつけていただきたいと思います。また、それぞれの行事については、今後皆さんと協議しながら、具体的な方法で頑張っていきたいというに思っておりますので、よろしくお願いいたします。新顔になりましたけど、今までと同様によろしくお願いいたします。
議 長	では、議事のほうに入らせていただきます。議事録署名委員についてですが、２番の大森正良さんと３番の上田委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。
議 長 事務局	それでは、報告事項に入らせていただきます。 てんまつについて、事務局のほうをお願いします。 そうしますと、資料のほうが３ページになります。 前総会７月１０日のてんまつということで、まず１つ目ですが、非農地証明ということで、浦富地内の２件３筆の土地についての非農地証明申請についてお諮りしました。承認していただきましたので、７月１３日付で非農地証明を申請者のほうに送付しております。

	それから、2つ目ですけども、農用地利用集積計画第4号ということで、3件5筆の申し出についてお諮りし、決定いただきましたので、7月14日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。 それから、3つ目ですが、農用地利用配分計画第4号ということで、町のほうから意見を求められました農地中間管理事業に係る3件4筆についてお諮りしました。計画について特に意見はございませんでしたので、意見なしという形で7月14日付で町に回答しております。
議 長	何か質問がありましたら。 よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、議事のほうに入らせていただきます。
議 長	議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、事務局のほう説明をお願いします。
事務局	資料のほうは、右肩に資料1と書いてある別冊のものになります。 こちらの5条転用申請を、今回1件受理しております。資料に沿って説明いたします。 申請地については2筆あるんですが、現状としては土地としては畑で、1枚の畑となっております。所在ですけども、岩美町浦富****、それから2つ目の浦富****ということで、こちらも畑となっています。面積のほうですが、****のほうが55平米、****のほうが115平米、合計170平米の土地となります。 それから、転用者ですけども、鳥取市北園の****さんです。2ページのほうに申請地の地図をつけております。赤く囲っているところで、先ほどのものも2筆になっております。上のほうが****、南側のほうが****となっております。 それから、次のページ、3ページのほうは、構図に申請地と周辺の地目を書き入れたものを添付しております。 1ページに戻りまして、転用目的についてですが、一般住宅の建築です。申請者は、現在奥様のほうの実家に、ご両親と妻と子供1人と同居しておられるそうですが、第2子の出産を控えて手狭となること、また老朽化が進んでいること、勤務先に近いこと、また子供の学校等の距離などを考えて、条件に適した今回申請地を購入し、自己用住宅を建築したいとい

うことです。

それから、立地基準のほうに移ります。こちらについては、5ページのほうをお開きください。

こちらのほうに、農地区分決定根拠資料をつけております。2筆ありますので、1筆ずつご説明いたしますが、北側のほうの*****については、農地区分は管理設道路沿道の区域ということで、第3種農地となります。これについては、前は町道になりますが、こちら水道管と下水管が埋設されている道路の沿線の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設あるいは公共施設がある農地という条件です。こちらについては線を引いてますが、300メートル以内に浦富保育所と岩美北小学校がございますので、2つ以上の教育施設があるということで、条件にはかないます。

それから、南側の*****ですが、こちらのほうの決定根拠は、宅地割合が40%超えの区域内ということで、第3種農地としとります。こちらについては、先ほどの町道、北側の町道と南側の町道、それから東側の町道と西側の国道178号に囲まれた街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地ということでございます。この中で、黄色い道路に囲まれた面積が2万8,411.27平米ですが、このうちピンク色の部分が宅地となっております。宅地の面積は1万7,553.04平米となっておりまして、宅地割合は61.78%ということで、40%を超えておりますので、第3種農地ということで設定しております。

それから、1ページのほうへ戻りますが、第3種農地については原則許可となっております。

それから、営農条件ですが、申請地の東側と南側は畑となっております。東側の畑と申請地は同じ高さなんですけど、南側の畑についてはブロック塀を挟んで、南側のほうは2メートルぐらい低い土地に畑があるというな形になっています。それから、西側は宅地で、北側は先ほどから言ってますように町道となっています。

次に、一般基準のほうに移りますが、他法令許可についてですが、こちらは建築確認が必要な農地は許可見込みとなっております。

それから、規模の妥当性としては、4ページに土地利用計画図をつけておりますが、一般住宅で、建築面積が59.66平米で建築し、3台分の駐車スペースと、南側のほうには家庭菜園スペースとするとなっております。利用計画図から妥当な規模であると考えられます。

それから、3番の被害防除計画ですが、申請地は現状のまま利用し、南側、現状のまま利用します。先ほども申しましたが、南側の農地との間には既存のブロック塀があります。それから、東側の農地との間ですが、今は何もない状態ですので、新規にブロックを1段積む予定としておりまして、それによって土砂の流出を防ぐということをしております。

それから、雨水は自然流下及びため升に貯水の上、北側の道路側溝へ流

します。それから、汚水は公共下水道に接続し、放流します。

それから、建物については、隣接農地から二、三メートル控えて建築し、日照、通風に支障がないようにするとなっております。

それから、4番の資金調達計画ですが、必要経費としては、土地買収費が*****円、それから建築費が*****円、その他費用として*****円、総額*****円の計画が上がっておりますが、同額の*****の融資証明書が添付されております。

説明は以上となります。

議 長

説明は終わりました。

質疑を受けたいと思います。

6 番

補足説明というか、現地確認したところを説明させていただきたいと思います。

7月28日に、事務局と一緒に現地を確認しました。それで、今、事務局のほうから言われたように、私も去年、おととしと、現地調査をしているときに見てましたけども、年に数回は草刈りなどをして保全されていた農地でして、耕作はされておりました。それと、隣接する東側の農地は耕作されておりますが、この家の建築にあたっては、特に問題はないということを聞いております。

議 長

今、担当の委員のほうから概要説明がありました。

ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

ないので、採決のほうに入らせていただきます。

第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、今回の審議は、1件でございますので、その他のほうに入らせていただきます。

事務局

- ①農業委員、推進委員身分証明書について
- ②農業委員会委員名簿について
- ③申し合わせ事項について
- ④公務災害補償制度について
- ⑤農業委員、推進委員活動マニュアルについて
- ⑥農地法等三段表について
- ⑦農地利用状況調査について

議 長

それでは、総会のほうを終了させていただきます。

次回、9月10日9時半から、農業委員会総会を開催いたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。